

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年9月15日（令和5年（行情）諮問第815号ないし同第818号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行情）答申第126号ないし同第129号）

事件名：国防基礎研究「日本の安全保障力をどう高めるか」及び当該研究に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件  
特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件  
特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件  
特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる4文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる20文書（以下、順に「文書1」ないし「文書20」といい、本件請求文書1に係る「文書1」ないし「文書5」を「本件対象文書1」、本件請求文書2に係る「文書6」ないし「文書10」を「本件対象文書2」、本件請求文書3に係る「文書11」ないし「文書15」を「本件対象文書3」、本件請求文書4に係る「文書16」ないし「文書20」を「本件対象文書4」といい、「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」を併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年3月14日付け防官文第4109号、令和5年5月25日付け同第11349号、令和4年5月20日付け同第9790号、令和5年5月25日付け同第11350号、令和4年7月29日付け同第14750号、令和5年5月25日付け同第11351号、令和4年10月5日付け同第18754号及び令和5年5月25日付け同第11352号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」

という。)が行った各開示決定及び各一部開示決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消し等を求める。

## 2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

#### ア 諮問第815号

##### (ア) 原処分1関係

a ないし c (略)

##### (イ) 原処分2関係

a 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

b 及び c (略)

d 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

e (略)

#### イ 諮問第816号

##### (ア) 原処分3関係

a ないし c (略)

##### (イ) 原処分4関係

a 上記ア(イ) a と同じ。

b 及び c (略)

d 上記ア(イ) d と同じ。

e (略)

#### ウ 諮問第817号

##### (ア) 原処分5関係

(略)

##### (イ) 原処分6関係

a 上記ア(イ) a と同じ。

b 及び c (略)

d 上記ア(イ) d と同じ。

e (略)

#### エ 諮問第818号

##### (ア) 原処分7関係

a 上記ア(イ) a と同じ。

b ないし e (略)

(イ) 原処分 8 関係

a 上記ア (イ) a と同じ。

b 及び c (略)

d 上記ア (イ) d と同じ。

e (略)

(2) 意見書 (添付資料は省略)

諮問第 8 1 5 号

意見：公表論文については開示可能と思われる。

本件対象文書のうち連番 2 (文書 2 を指す。) は、何かの雑誌に公表された論文と思料される。

そうであれば、不開示とする理由はない。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第 8 1 5 号 (原処分 1 及び原処分 2 関係)

(1) 経緯

原処分 1 及び原処分 2 に関する開示請求 (以下「本件開示請求 1」という。) は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書 1 を特定した。

本件開示請求 1 については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 3 月 1 4 日付け防官文第 4 1 0 9 号により、文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 5 年 5 月 2 5 日付け防官文第 1 1 3 4 9 号により、文書 2 ないし文書 5 について、法 5 条 1 号、3 号及び 5 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った。

諮問第 8 1 5 号の前提となる審査請求 (以下「本件審査請求 1」という。) は、原処分 1 及び原処分 2 に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 5 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 2 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書 2 ないし文書 5 のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 5 号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないし ウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書5の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、文書2ないし文書5の一部が同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ (略)

カ 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」として、原処分1及び原処分2を行うに当たって、本件対象文書1が本件開示請求1に係る行政文書として確認できたものの全てであり、また、本件審査請求1を受け、念のため、関係部署において、本件対象文書1以外に本件請求文書1に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行ったが、本件対象文書1が全てであることを確認した。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

## 2 諮問第816号(原処分3及び原処分4関係)

### (1) 経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求(以下「本件開示請求2」という。)は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書2を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月20日付け防官文第9790号により、文書6について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分3)を行った後、令和5年5月25日付け防官文第11350号により、文書7ないし文書10について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

諮問第816号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求2」という。)は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

### (2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ(ただし、「原処分2」を「原処分4」に、「文書2ないし文書5」を「文書7ないし文書10」にそれぞれ改める。)

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 上記1(3)エと同じ(ただし、「原処分2」を「原処分4」に、「文書2ないし文書5」を「文書7ないし文書10」にそれぞれ改める。)

オ (略)

カ 上記1(3)カと同じ(ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に、「本件審査請求1」を「本件審査請求2」に、「本件請求文書1」を「本件請求文書2」にそれぞれ改める。)

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

3 諮問第817号(原処分5及び原処分6)

(1) 経緯

原処分5及び原処分6に関する開示請求(以下「本件開示請求3」という。)は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書3を特定した。

本件開示請求3については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年7月29日付け防官文第14750号により、文書11について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分5)を行った後、令和5年5月25日付け防官文第11351号により、文書12ないし文書15について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分6)を行った。

諮問第817号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求3」という。)は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ(ただし、「原処分2」を「原処分6」に、「文書2ないし文書5」を「文書12ないし文書15」にそれぞれ改める。)

(3) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ 上記1(3)エと同じ(ただし、「原処分2」を「原処分6」に、「文書2ないし文書5」を「文書12ないし文書15」にそれぞれ改める。)

ウ (略)

エ 上記1(3)カと同じ(ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分5及び原処分6」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書3」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求3」に、「本件審査請求1」を「本件審査請求3」に、「本件請求文書1」を「本件請求文書3」にそれぞれ改める。)

オ (略)

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5及び原処分6を維持することが妥当である。

#### 4 諮問第818号(原処分7及び原処分8)

##### (1) 経緯

原処分7及び原処分8に関する開示請求(以下「本件開示請求4」という。)は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書4を特定した。

本件開示請求4については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月5日付け防官文第18754号により、文書16について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分7)を行った後、令和5年5月25日付け防官文第11352号により、文書17ないし文書20について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分8)を行った。

諮問第818号の前提となる審査請求(以下「本件審査請求4」という。)は、原処分7及び原処分8に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

##### (2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ(ただし、「原処分2」を「原処分7及び原処分8」に、「文書2ないし文書5」を「本件対象文書4」にそれぞれ改める。)

##### (3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)エと同じ(ただし、「原処分2」を「原処分7及び原処分8」に、「文書2ないし文書5」を「本件対象文書4」にそれぞれ改める。)

イないしオ (略)

カ 上記1(3)カと同じ(ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分7及び原処分8」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書4」

に、「本件開示請求1」を「本件開示請求4」に、「本件審査請求1」を「本件審査請求4」に、「本件請求文書1」を「本件請求文書4」にそれぞれ改める。)

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分7及び原処分8を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| ① | 令和5年9月15日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第815号ないし同第818号）                          |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受（同上）  |
| ③ | 同年9月29日   | 審議（同上）   |
| ④ | 同年10月16日  | 審査請求人から意見書を収受（令和5年（行情）諮問第815号）                           |
| ⑤ | 令和7年8月1日  | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第815号ないし同第818号） |
| ⑥ | 同年9月12日   | 審議（同上）   |
| ⑦ | 令和8年4月10日 | 審議（同上）   |
| ⑧ | 同年5月15日   | 令和5年（行情）諮問第815号ないし同第818号の併合及び審議                          |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1、原処分3及び原処分5に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

- ア 本件開示請求1は、審査請求人が開示請求書に記載した「国防基礎研究「日本の安全保障力をどう高めるか」及び当該研究を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。」について、開示請求書に添付された資料も踏まえて、当該研究及び当該研究をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書の全ての開示を求めるものであると解した。
- イ 本件開示請求2は、審査請求人が開示請求書に記載した「防官文第4109号（2022. 1. 11－本本B2176）で残りの部分とされた全て。」について、請求受付番号が「2022. 1. 11－本本B2176」である本件請求文書1に係る先行処分（防官文第4109号。原処分1）で残りの部分とされた文書の全ての開示を求めるものであると解した。
- ウ 本件開示請求3は、審査請求人が開示請求書に記載した「防官文第9790号（2022. 3. 22－本本B2903）で残りの部分とされた全て、及び当該研究のフォローアップ作業に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。\*「フォローアップ作業」の意味は、「人事関係施策等検討会議」概要の「目的」に掲載されているものと同じ。」について、請求受付番号が「2022. 3. 22－本本B2903」である本件請求文書2に係る先行処分（防官文第9790号。原処分3）で残りの部分とされた文書の全て、及び当該研究のフォローアップ作業に関して行政文書ファイルにつづられた文書の全ての開示を求めるものであると解した。
- エ 本件開示請求4は、審査請求人が開示請求書に記載した「防官文第14750号（2022. 6. 1－本本B412）で残りの部分とされた全て。」について、請求受付番号が「2022. 6. 1－本本B412」である本件請求文書3に係る先行処分（防官文第14750号。原処分5）で残りの部分とされた文書の全ての開示を求めるものであると解した。
- オ 本件対象文書は担当部署である陸上自衛隊教育訓練研究本部において管理しているものであり、当該行政文書ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認したが、その他につづられている文書はなかった。
- カ 本件審査請求を受け、再度、陸上自衛隊教育訓練研究本部の書棚及びパソコン上の共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。
- (2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は陸上自衛隊教育訓練研究本部において管理されているものであり、本件対象文書の外に本件請求

文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記（１）オ並びに上記第３の１（３）カ、同２（３）カ、同３（３）エ及び同４（３）カの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）カの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の１（２）、同２（２）、同３（２）及び同４（２）において、いずれも別表のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

#### （１）別表番号１に掲げる不開示部分について

ア 文書３、文書５、文書８、文書１０、文書１３、文書１５、文書１８及び文書２０の不開示部分

（ア）標記不開示部分には、寄稿者による日本国の防衛の在り方並びに陸上自衛隊の地位及び役割に関する私的考察についての所見に係る記事の内容が記載されていると認められる。

（イ）当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、陸上自衛隊幹部学校（現陸上自衛隊教育訓練研究本部）の国防基礎研究に当たって作成及び寄稿された文書であり、筆者（寄稿者）において、その役職等にとらわれずに私的考察として記した文書であるとともに個人の知的創作物に関する情報であって、公にすることにより、我が国の防衛に関する筆者の思想が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示とした旨補足して説明する。

（ウ）これを検討するに、当該不開示部分は、氏名等の記載とあいまって、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は個人識別部分である氏名が既に開示されているため、法６条２項による部分開示の余地はなく、さらに、これを公にすることにより、我が国の防衛に関する筆者の思想が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがある旨の上記（イ）の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分を公にすることは、当該個人の権利

利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の3に掲げる不開示部分

(ア) 標記不開示部分には、各寄稿者による日本の安全保障力及び寄稿者と某大人との政事談議に関する記事の内容が記載されていると認められる。

(イ) 当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

別紙の3に掲げる文書は、書籍に掲載された記事を行政機関における内部資料とすることを目的として、必要と認める限度において複製したものである。なお、同記事は、筆者（寄稿者）らが自らの研究等に基づいて作成した資料であって、その内容は同人らの思想及び感情を創作的に表現した著作物であり、公にすることにより、我が国の安全保障に関する筆者らの思想が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示とした。

(ウ) これを検討するに、当該不開示部分は、氏名等の記載とあいまって、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

しかしながら、審査請求人は、上記第2の2(2)において、公表論文については不開示とする理由がない旨主張するところ、当審査会事務局職員をして、原処分で開示された各著者名及び題名を基に、インターネット上で公開されている国立国会図書館の蔵書検索システムを用いて検索させたところ、これらの記事は、特定の雑誌に掲載されたものであり、国立国会図書館等において閲覧が可能な書誌として所蔵されており、何人もこれを閲覧することが可能な状態にあることが認められた。

以上のことから、当該記事は、公衆の知り得る状態に置かれており、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされている情報に当たることから、同号に該当しない。

したがって、別紙の3に掲げる部分は開示すべきである。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、寄稿者による陸上自衛隊の地位及び役割に関する私的考察に係る記事の内容が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分は、筆者において、幕僚幹事としての立場で、実戦

を想定して自衛隊における防衛力整備及び運用について論じたものであり、当時の教訓を昇華させた将来の防衛構想等の基盤となる内容である。我が国の地理的特性や世界における状況は現在においても共通しており、現在の防衛体制は、過去の防衛力整備の積み上げによって成り立っているため、文書の作成又は取得から約60年が経過した本件開示請求時点においても、なお現在の防衛政策に通じる我が国の安全保障に密接に関連する内容であり、公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、不開示とした。

ウ これを検討するに、上記イの諮問序の説明は否定し難く、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1 (諮問第815号)

国防基礎研究「日本の安全保障力をどう高めるか」及び当該研究を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。【裏面をご参照下さい(裏面略)】

#### (2) 本件請求文書2 (諮問第816号)

防官文第4109号(2022. 1. 11-本本B2176)で残りの部分とされた全て。

#### (3) 本件請求文書3 (諮問第817号)

防官文第9790号(2022. 3. 22-本本B2903)で残りの部分とされた全て、及び当該研究のフォローアップ作業に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。\*「フォローアップ作業」の意味は、「人事関係施策等検討会議」概要の「目的」に掲載されているものと同じ。

#### (4) 本件請求文書4 (諮問第818号)

防官文第14750号(2022. 6. 1-本本B412)で残りの部分とされた全て。

### 2 特定された文書

#### (1) 諮問第815号

##### ア 原処分1関係

文書1 読書資料12-5 日本の安全保障力をどう高めるか-1965-防衛研修所(1枚目ないし3枚目。)

##### イ 原処分2関係

文書2 読書資料12-5 日本の安全保障力をどう高めるか-1965-防衛研修所(1枚目ないし3枚目を除く。)

文書3 わが国の防衛のあり方について

文書4 陸上自衛隊の地位、役割に関する私的考察 昭和40年3月

文書5 陸上自衛隊の地位、役割に関する私的考察についての所見 41. 8. 20

#### (2) 諮問第816号

##### ア 原処分3関係

文書6 陸上自衛隊の地位、役割に関する私的考察 昭和40年3月(1枚目のみ。)

##### イ 原処分4関係

文書7 文書2と同じ。

文書8 文書3と同じ。

文書 9 陸上自衛隊の地位、役割に関する私的考察 昭和 40 年 3 月（1 枚目を除く。）

文書 10 文書 5 と同じ。

(3) 諮問第 817 号

ア 原処分 5 関係

文書 11 陸上自衛隊の地位、役割に関する私的考察 昭和 40 年 3 月（1 枚目を除く。）（2 枚目及び 3 枚目のみ。）

イ 原処分 6 関係

文書 12 文書 2 と同じ。

文書 13 文書 3 と同じ。

文書 14 陸上自衛隊の地位、役割に関する私的考察 昭和 40 年 3 月（1 枚目ないし 3 枚目を除く。）

文書 15 文書 5 と同じ。

(4) 諮問第 818 号

ア 原処分 7 関係

文書 16 読書資料 12-5 日本の安全保障力をどう高めるかー 1965-防衛研修所（1 枚目ないし 3 枚目を除く。）（4 枚目ないし 31 枚目。）

イ 原処分 8 関係

文書 17 読書資料 12-5 日本の安全保障力をどう高めるかー 1965-防衛研修所（1 枚目ないし 31 枚目を除く。）

文書 18 文書 3 と同じ。

文書 19 文書 14 と同じ。

文書 20 文書 5 と同じ。

3 開示すべき部分

文書 2、文書 7、文書 12、文書 16 及び文書 17 の不開示部分

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2、 文書 7 及 び文書 1 2	4 枚目、5 枚目、7 枚 目、9 枚目、11 枚目、 13 枚目、15 枚目、1 7 枚目、19 枚目、21 枚目、23 枚目、25 枚 目、27 枚目及び 32 枚 目それぞれの一部	個人に関する情報であり、 これを公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそ れがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とし た。
		6 枚目、8 枚目、10 枚 目、12 枚目、14 枚 目、16 枚目、18 枚 目、20 枚目、22 枚 目、24 枚目、26 枚目 及び 33 枚目ないし 39 枚目のそれぞれページ番 号を除く全て	
	文書 3、 文書 8、 文書 13 及び文書 18	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 63 枚目の それぞれページ番号を除 く全て	
	文書 5、 文書 1 0、文書 15 及び 文書 20	1 枚目ないし 23 枚目の それぞれ一部	
	文書 16	4 枚目、5 枚目、7 枚 目、9 枚目、11 枚目、 13 枚目、15 枚目、1 7 枚目、19 枚目、21 枚目、23 枚目、25 枚 目及び 27 枚目のそれぞ れの一部	
6 枚目、8 枚目、10 枚 目、12 枚目、14 枚 目、16 枚目、18 枚			

		目、20枚目、22枚目、24枚目及び26枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書17	32枚目の一部	
		33枚目ないし39枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
2	文書4、 文書9、 文書14 及び文書 19	4枚目ないし6枚目、8枚目、10枚目、13枚目、14枚目、18枚目、21枚目、27枚目、28枚目、30枚目、32枚目及び34枚目のそれぞれ一部	自衛隊における防衛力整備及び運用の諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることら、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
		7枚目、9枚目、11枚目、12枚目、15枚目ないし17枚目、19枚目、20枚目、22枚目ないし26枚目、29枚目、31枚目及び33枚目のそれぞれページ番号を除く全て	